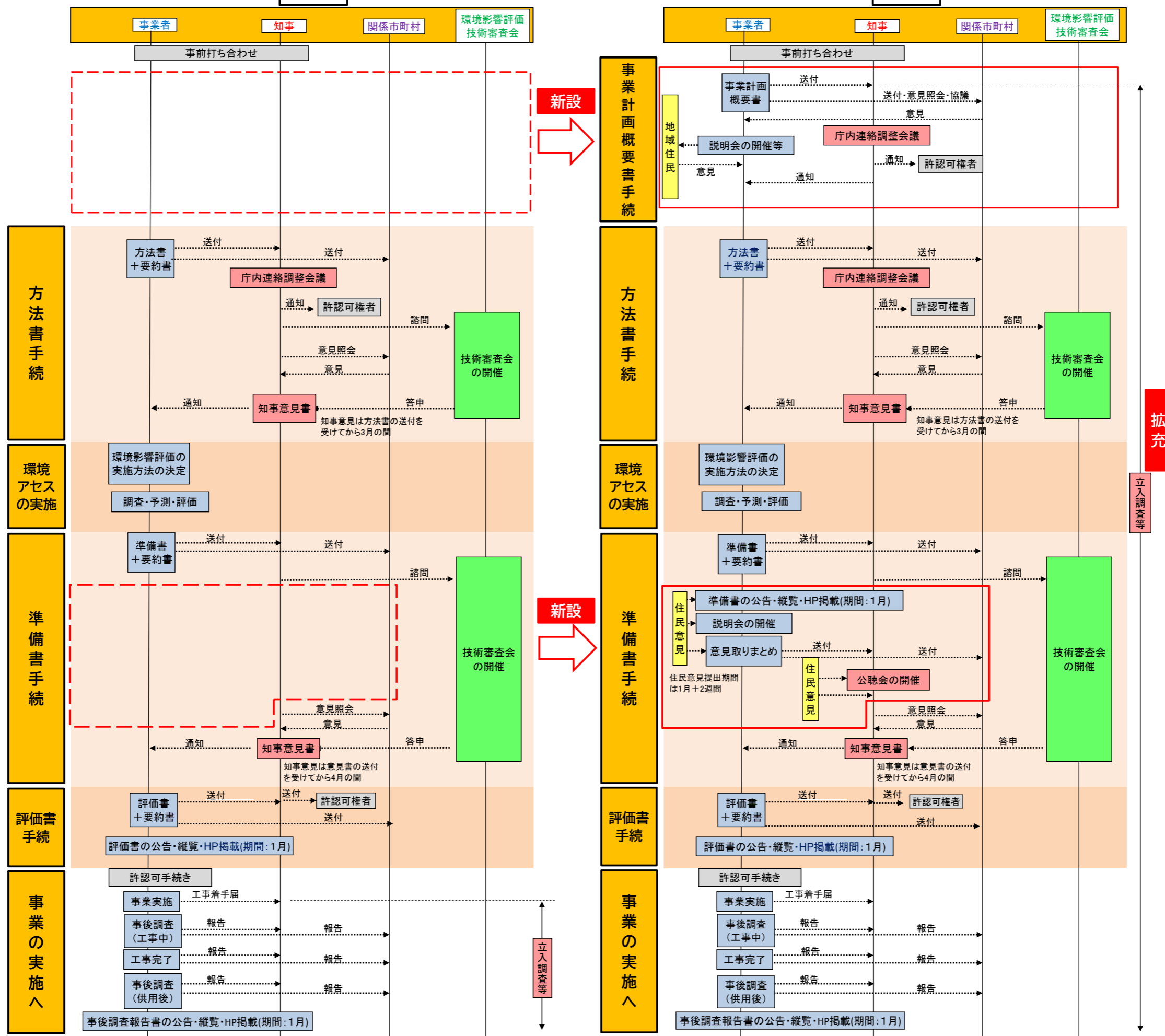


環境影響評価手続きの流れ(第2種事業)

現行

改正案

審①—参考2



環境影響評価法				環境影響評価条例			
対象要件：以下の事業種毎に所定の規模要件以上となる事業のうち、①～④のいずれかに該当するもの。 ① 免許等が必要な事業 ② 国の補助金等の交付の対象となる事業 ③ 特別の法律により設立された法人（国が出資しているものに限る。）が業務として行う事業 ④ 国が行う事業				対象要件：以下の事業種毎に、所定の規模要件以上となる事業。 *環境影響評価法に基づいて環境影響評価が行われる事業及び仙台市環境影響評価条例に基づいて環境影響評価が行われる仙台市域内の事業については、原則として本条例は適用されません。			
事業種		規模		事業種		規模	
		第1種事業 (必ずアセスメントを行う事業)	第2種事業 (アセスメントが必要か個別に判断する事業)			第1種事業 (必ずアセスメントを行う事業)	第2種事業 (必ずアセスメントを行うが、住民意見聴取手続、説明会の開催等が省略される事業)
1 道路	・高速自動車国道 ・首都高速道路など ・一般国道 ・林道	すべて 4車線以上 4車線・10km以上 幅員6.5m・20km以上	— — 4車線以上・7.5～10km 幅員6.5m以上・15～20km	1 道路		4車線・7.5km以上	第1種事業以外の事業で ・住居専用地域内で4車線・2km以上 ・国立公園等の特別保護地区内等で2車線・1km以上 ・国立公園等の特別地域内等で2車線・5km以上の新設 又は 2車線・7.5km以上の拡幅
2 河川	・ダム、堰 ・放水路 ・湖沼水位調節施設	100ha以上	75～100ha	2 河川	・ダム、堰 ・放水路 ・湖沼水位調節施設	75ha以上	20～75ha
3 鉄道	・新幹線鉄道 ・鉄道、軌道	すべて 10km以上	— 7.5～10km	3 鉄道	・普通鉄道 ・軌道(普通鉄道相当)	7.5km以上	2～7.5km
4 飛行場		滑走路 2,500m以上	滑走路 1,875～2,500m				
5 発電所	・水力発電所 ・火力発電所 ・地熱発電所 ・原子力発電所 ・風力発電所  ・太陽電池発電所	出力 3万kW以上 出力 15万kW以上 出力 1万kW以上 すべて 出力 5万kW以上  出力 4万kW以上	出力 2.25～3万kW 出力 11.25～15万kW 出力 7,500～1万kW — 出力 3.75～5万kW  出力 3～4万kW	4 発電所	・火力発電所  ・風力発電所  ・太陽電池発電所	出力 7.5万kW以上  出力 <u>3.75万kW以上</u> <u>7,500kW以上</u>  出力 3万kW以上 <del>又は 75ha以上</del>	出力 3～7.5万kW  出力 <u>2.5～3.75万kW</u> <u>5,000～7,500kW</u> <del>(一部地域*を含む場合に限る)</del>  <u>出力 2～3万kW</u> <u>50～75ha</u> <del>(一部地域*を含む場合に限る)</del>
6 廃棄物最終処分場		30ha以上	25～30ha	5 廃棄物最終処分場		25ha以上	10～25ha
7 公有水面埋立及び干拓		50ha超	40～50ha	6 公有水面埋立て及び干拓		40ha超	20～40ha
8 土地区画整理事業		100ha以上	75～100ha	7 土地区画整理事業		75ha以上	50～75ha (一部地域*を含む場合に限る)
9 新住宅市街地開発事業		100ha以上	75～100ha				
10 工業団地造成事業		100ha以上	75～100ha				
				10 工場・事業場用地造成事業		75ha以上 <u>又は</u> <u>100ha以上</u> <u>(工業専用地域に限る)</u>	50～75ha <u>又は</u> <u>100ha未満</u> <u>(工業専用地域に限る)</u> (一部地域*を含む場合に限る)
11 新都市基盤整備事業		100ha以上	75～100ha				
12 流通業務団地造成事業		100ha以上	75～100ha				
13 宅地の造成事業 (工業用地を含む。)		100ha以上	75～100ha	8 住宅団地造成		75ha以上	50～75ha (一部地域*を含む場合に限る)
港湾計画		埋立・掘込みの面積合計 300ha以上					
				9 レクリエーション施設 (公園の設置、運動施設等)		75ha以上	50～75ha (一部地域*を含む場合に限る)
				11 その他 ※施行規則	土石採取場	75ha以上	20～75ha
					複合事業(同一の事業者が、上記4、5及び7から10の事業のうち、2以上を併せて行う事業。)	それぞれの事業の要件とされる上記面積のうち最小のもの を除いた商の和が1以上となるもの	それぞれの事業(土地区画整理事業、住宅団地造成、公園の設置、運動施設等の設置又は工場・事業場用地造成にあっては、一部地域*を含むものに限る。)の要件とされる上記面積のうち最小のもの を除いた商の和が1以上となるもの

※ 一部地域：国立公園、国定公園、県立自然公園、鳥獣保護区特別保護地区、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域